第５回　修善寺町外３町合併協議会会議録

○山本事務局長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、合併協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ちまして、配布資料を確認させていただきます。「田方南部地域の合併に関するアンケート結果報告書」というのがございます。それから、「新市まちづくりビジョン」の資料でございますけれど、その中で２３頁、３５頁、裏表になっておりますけれども、申し訳ございませんが、差し替えをしておいていただきたいと思います。

以上でございます。

○山本事務局長

それでは、定刻となりましたので、第５回修善寺町外３町合併協議会を開会いたします。最初に会長挨拶、大城会長お願いいたします。

○大城会長

皆さん、こんにちは。３月の期末を迎えまして、何かとお忙しいところ、第５回修善寺町外３町合併協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。昨年の今ごろは桜が咲いておりました。今年はまだつぼみのようでございますが、春が確実にやってくる、という感じでございます。

本日の議題のなかで、新しい市の名前が決まるという議題がございまして、多くの報道関係者が来ているようでございます。先般も某有力新聞に、この我々の市の名前についてご意見があったようでございます。皆さん、どのようにお受け取りいただきましたでしょうか。私はこの伊豆の中央部の４町がですね、伊豆半島、あるいは静岡県東部のリーディングケースとしてですね、「がんばれ」というエールと取らせていただきました。ぜひ皆様方、冷静にご判断いただきまして、ご決断をお願いしたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、議題に入ります。議題は会則によりまして、会長が議長となります。大城会長お願いいたします。

○大城会長

それでは、協議会規約第１０条第２項により「会長が議長となる」となっておりますので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。お手元の次第に従って議事を進めさせていただきます。

報告事項、報告第９号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」を小委員会委員長の報告を伺います。土屋委員長、報告をお願いいたします。

○土屋英隆委員長

それでは、「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」ご報告申しあげます。２頁をご覧いただきたいと思います。第３回の「新市建設計画等策定小委員会」が平成１５年２月２５日午後１時３０分より、東部保健福祉センター修善寺支所大会議室にて委員全員の参加をいただきまして、開催いたしました。

議題の１番といたしまして「地域の課題について」でございますが、事務局から前回の協議内容について説明があり、それを確認いたしました。

議題２につきまして「まちづくりの将来像について」でございますが、前回委員によりいろいろ検討したその基本理念をふまえて将来像について協議、次回意見を持ち帰り、再度協議することにいたしました。

議題３といたしまして「まちづくりの基本について」でございますが、まちづくりの基本、地域別整備の方針、分野別基本目標について事務局より説明の後、協議をしました。地域別の分け方といたしまして、東西南北の４地区として区分することにいたしました。

その他といたしまして、次の小委員会を３月５日午前１０時より天城湯ケ島町保健福祉センター会議室で開催することを確認し閉会といたしました。

続いて、第４回の「新市建設計画等策定小委員会」が平成１５年３月５日午前１０時より天城湯ケ島町保健福祉センター多目的室で全員の委員のもとに開催いたしました。

議題１は「新市将来像について」でございますが、前回検討されました事務局の案、それから委員提案の将来像６件を基に新市将来像を検討いたしました。その結果、新市将来像を次のように決定いたしました。

「人あったか、まちいきいき、自然つやつや　　市」ということでございます。これは「～世代を超えて支えあい、創造を湧き起こすまち～」そういうことに決まりました。

議題２といたしまして、「新市まちづくりビジョンの内容確認」でございます。「新市将来構想について」お手元にお配りしてあります「新市まちづくりビジョン（案）」のとおり取りまとめ次回協議会に報告することにいたしました。新市まちづくりビジョンの構成、内容については別添のとおりでございます。

次回小委員会を４月２日午前１０時より修善寺町総合会館で開催することに決め、閉会といたしました。

以上、ご報告いたします。

○大城議長

ありがとうございました。ただいま、報告第９号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」土屋小委員会委員長より説明がございました。報告事項でございますが、説明の中で何かご不明な点等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは、特にないようですので、報告第９号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」はご承認いただけたものとして報告済みとさせていただきます。

引き続きまして、協議事項に入ります。協議第１０号「新市の名称について」を議題といたします。説明を事務局お願いいたします。これはすでに３月５日に提案されたものでございますが、再度事務局の説明をお願いします。

○山本事務局長

はい。前回第４回になりますが、５頁になります。協議第１０号「新市の名称について」別紙のとおり提案します。日付等は省かしていただきます。新市の名称の候補は、別紙のとおりです。７頁になります。前回の資料です。

名称「伊豆」、「いず」、「中伊豆」、「伊豆中央」の４つになります。選定理由といたしましては右の欄に書いてあるとおりでございます。なお、名称の「伊豆」でございますが、漢字とひらが

なの表記がございます。このように漢字とひらがなという異なる表記で読み方が同じ場合は、仮に片方をここで選んだといたしますと、残る片方は他の合併市で名付けることができることを申しあげます。これは前回ご説明申しあげませんでした。なお、この議案につきましては、前回の小委員会報告「新市の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果」に基づいて作成し、前回提案いたしておりますが、今回４つの中からひとつを選定いたしまして確認をいただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい。協議第１０号「新市の名称について」の説明が事務局よりありました。本件につきまして質疑を受けます。挙手をもってご発言をお願いいたします。質疑はございますか。

はい、小森委員。

○小森健治委員

他のところで使えるっていうことを聞きましたが、もう１回説明をお願いします。

○大城議長

はい、事務局。

○山本事務局長

はい、わかりました。この場合はですね、漢字の「伊豆」ですね。それとひらがなの「いず」という二つがございます。このどちらかを選びますと、残る片方があるわけでございますけれども、その残る片方の名称をほかの合併市で使うことができるということでございます。

○大城議長

よろしゅうございますか。

質疑がございませんようですので、名前を選定したいと思いますが、選定の方法についていかがいたしましょうか。

はい、塩谷委員。

○塩谷やす利委員

中伊豆の塩谷でございます。やはり、これだけマスコミの方も見えておりますし、おそらく静岡県でも注目の的になっていると思います。私ども、堂々と挙手で決めたいと、こう思いますが、いかがでございますか。

○委員

異議なし。

○大城議長

はい、挙手でどうか、というご意見でございました。「異議なし」という声があります。異議はございませんか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

ありがとうございます。それでは、挙手で決定、選定をいたしたいと思います。それでは、まず番号順に１、２、３、４の順番で申しあげますので、その名前がいいというものに挙手をお願いいたします。

まず１番、これは漢字の「伊豆」でございます。「伊豆」がいいと思われる方、挙手をお願いいたします。

＜委員全員挙手＞

はい、ありがとうございます。全員が１番、漢字の「伊豆」ということでございます。念のために、確認のために、２、３、４もやらせていただきます。２番、ひらがなの「いず」がよろしい方、ありません。３番、漢字で「中伊豆」、おられません。４番、「伊豆中央」、おられません。従いまして、全員一致で漢字の「伊豆市」に決定といたします。

○山本事務局長

新市名が決まりました。ただいま、新市名をうしろにて揮毫しております。その準備ができる間、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○山本事務局長

新市の命名です。会長、副会長、準備をお願いいたします。なお、揮毫者は、申し遅れましたが、天城湯ケ島町役場の堀江正身総務課長になります。

○大城議長

たいへんお待たせいたしました。続きまして、協議第１２号「新市建設計画（将来構想策定）について」を議題といたします。説明を事務局お願いいたします。

○山本事務局長

はい。５頁になります。協議第１２号「新市建設計画（将来構想策定）について」新市建設計画（将来構想策定）について別紙のとおり提案いたします。新市建設計画（将来構想策定）について　新市将来構想は別添「新市まちづくりビジョン」のとおりとする。なお、この議案につきましては、先ほど土屋委員長が第３回から第４回の小委員会報告を報告第９号でしていただきました。１回目と２回目につきましては、２月１９日に土肥町で行われた協議会で報告をされております。従いまして、できますれば、この協議第１２号の（将来構想）を協議いただき、今後新市の建設計画の策定作業もございますので、大変でしょうけれども、今日ご確認いただければ幸いに存じます。

それでは、「新市建設計画（将来構想策定）について」申しあげます。将来構想は、これから策定する建設計画の基となるもので、新市の建設計画は、この将来構想と建設計画の２本で構成いたします。このうちの将来構想を、「新市まちづくりビジョン」として提案いたします。

では、「新市まちづくりビジョン」について申しあげます。別冊となります。１頁をご覧ください。ここに、「第１章　新市将来構想の策定にあたって」ということでございますが、下から７行目でしょうか、「現在の４町が抱える現状と課題を明らかにし、各町のまちづくりの基本である総合計画や２,５００名の住民の方々を対象に行われた住民意識調査の結果を元に、４町を一体的な地域と想定し、新市の将来のグランドデザインである新市将来構想を策定しました。」とあります。その新市将来構想は、「合併した場合の概ね２０年間の長期的な行政運営の指針」とするものです。少し飛びまして、本構想に基づき新市建設計画を策定することになります。これが、「策定にあたって」ということでございます。

それでは、どのような構成になっているか目次をご覧下さい。１枚前になります。ここに目次がございます。１章は先ほど申し上げました。２章といたしまして「新市の概況」、３章といたしまして「市町村を取り巻く社会環境」、４章で「４町合併の必要性と効果」、５章で「新しいまち

づくりの考え方」、６章「新市まちづくりの基本」となっております。

つまり、１章から４章の項目を検討におきまして、５章でまちづくりの考え方を定め、６章で新市まちづくりの基本を作っていくと思います。

では、恐縮ですけれども駆け足で見てまいります。２頁になります。ここでは、新市の概況といたしまして位置、自然、それから次の頁に歴史と掲載してございます。４頁でございますが人口の動向、次の頁に産業の状況が載ってございます。それから、７頁になりますが交流・広域行政と９頁までつながります。それから、１０頁になりまして、財政の状況といたしまして決算額の推移、「歳入」が、それから１１頁には「歳出」が載ってございます。それから、１２頁にいきまして財政指標の状況ということになります。財政状況ですと表の２－１０経常収支比率というのがございますけれども、これがみな７５％を越えております。これは一般的には、財政の弾力性を失いつつあるというふうに考えられております。それから、１３頁にまいりまして、２「まちづくりの課題」とございます。これは４町の課題というべきものでございます。（１）として地域産業の活性化、それから１４頁にまいりまして、少子高齢化への対応とあります。少しこの所でございますが最初の行、４町全体の人口は減少傾向にありとあります。それから、やがては 3 万５千人を下回ることが予想されます。あくまでも予想でございますが、将来人口の推計をいたしますと、このようになる可能性があります。それから、平成２７年には、住民の 3 人に１人が６５歳以上の高齢者という事が予想されております。それから１４頁の「基盤の整備」それから次頁の「自然環境の保全」５番目といたしまして、「まちづくりの主体の創出」とございます。１６頁になりまして、「市町村を取り巻く社会環境」ということで、１番、２番、次頁にまいりまして３番、４番とございます。それから１８頁になりますが、行財政改革の必要性ということで、上から５行目になるでしょうか、要約して申し上げますと、「地方債現在高は増加」となっております。それから、「経常収支比率は通常妥当とされている７０～７５％を上回り、財政構造の弾力性が失われつつあります」とございます。１９頁にまいりまして４町合併の必要性と効果というのがございます。合併の必要性、それからその下にいきまして、四角で囲ってございますけれども、「市町村を取り巻く社会環境の変化」、「町の課題」、「いま４町に求められるもの」として３つがあげられています。そして、「市町村合併の必要性」、期待される効果としまして、３つ記述がございます。この３つにつきまして、次の頁でさらに記述をしてございます。その中で２１頁ですが、「行財政基盤の強化」というところがございます。最初の黒丸ですけれども、合併研究会でよくお話をしておると思いまけれども、「町長などの特別職や議員数が減少することで人件費が削減される」と。そして、「総務や企画など管理部門の職員を統合することによって行政サービス水準を維持・向上させながら職員数の削減が可能となります」と記述されております。この他、物件費につきましても、努力と工夫によりまして節約になるということになります。それから２２頁に移りまして、合併への住民の意見となります。詳しくは先ほど別の資料でお配りしましたが、「田方南部地域の合併に関するアンケート結果報告書」ということになりますが、それを後ほど御覧いただきたいと思います。合併への期待と不安ということで、そこに最初にグラフがありますけれども、「合併に期待すること」と題しまして、大きく上の最初の行と次の２行になると思います。「経費の節減や行政の効率化が図られる」次の行は、「大規模事業など個別の町ではできなかった事業ができる」となっております。それから、次の下のグラフにまいります。「合併で心配に思うこと」ということで、「一部の地域だけが発展し周辺部が取り残される」そして、「役場が

大きくなり住民の声が届かなくなる」こういうご心配がかなりございます。２３頁にまいりまして、「こういう不安への対応」ということで記述がございます。それから２５頁にまいりまして、「新市に望むまちづくり」というのがございます。この中では、住民の方は、「観光や温泉でにぎわい」、「人の交流も盛んなまち」、それから、「医療・福祉の充実したまち」、それから、「行政のやっていることがよくわかるまち」これらがトータルでは多いということになっております。２６頁にまいりまして、以上の事を念頭に置きまして新しいまちづくりの考え方を定めております。策定の考え方といたしまして、何行か飛ばしますけれども、「基本理念と将来都市像と基本方針」を掲げてございます。（２）の「策定の視点」といたしましては、「時代の潮流を踏まえた長期的視点」、それから、「地域課題への対応」、「既存計画・施策の継続」と、それから「合併のメリットを活かし、発展させる取り組み」ということが視点になろうかと思います。２７頁にまいりますが、今までの事を図解いたしますとこのようになるのではないかと考えます。２８頁にまいりまして、現在の総合計画を４町とも掲げてございます。３０頁になりますと、まちづくりの方向性を考えてございます。それから３１頁でございますが新市発展の方向性を考えてございます。３３頁にまいりまして、以上のことから、「新市まちづくりの基本」を策定しております。基本理念といたしまして、「共生」「個性と創造力」「安心と快適・交流」「自らが主役」ということを掲げていまして、次頁には、以上の事を図解するとこのようになるのではなかろうかということになっております。３５頁になりますと、新市の将来像を掲げてございます。この部分につきましては、先ほど委員長報告にございましたので省略をさせていただきたいと思いますが、枠の中がこのようになります。先ほど市名が決まりましたので傍線の部分が「伊豆市」となります。続きまして３６頁ですが、「まちづくりの基本方針」といたしまして、創造力ある人づくり、それから、２，３，４，５，６とございます。それから３８頁でございますけれども、なお、「地域別の整備方針」といたしましては、「土地利用の方向性」それから、「地区ごとの振興方策」これは、北部、東部、南部、西部まあ、東西南北を掲げてございます。４０頁にまいりますと、「分野別の基本目標」として、３６頁の基本方針を具体的に記すとともに、４６頁（７）に「効率的、効果的な行財政運営」を加えて掲げました。駆け足でたいへん恐縮ですが以上で概略の説明を終わらせていただきます。

○大城議長

ただ今、協議第１２号「新市建設計画将来構想策定について」、事務局から説明がありました。やや膨大な資料でございまして短時間で説明いたしました所でございますが、本件についてのご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。　いかがでございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

異議なしの声がございました。それでは、協議第１２号「新市建設計画（将来構想策定）について」は、原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

引き続きまして、協議第１７号「議員の定数、任期の取扱について」を議題といたします。本件の任期の部分については平成１６年１０月３１日とすることで既に決定、承認をいただいております。従って今回は、議員の定数についてのみのご審議をお願いいたします。協議第１７号「議員の定数及び任期の取扱について」の説明を事務局お願いします。

○山本事務局長
　はい、３７頁になります。協議第１７号、申し訳ございません、前回の資料の３７頁になります。
　協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」下記のとおり提案します。
地方自治法第９１条第１項の規定による新市の議会の議員の定数は、２６人以内で合併協議会で協議した人数とする。
　この議題につきましては、前回説明を申し上げておりますので、再度の説明は省かせていただきます。
○大城議長
　はい、ありがとうございました。ただいま協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」の説明がありました。ただ今の説明についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　はい、遠藤委員
○遠藤剛委員
　この席で議員の定数を決めるということになるわけでございますね。２６名以内で何人かということを決めるということですね。
○山本事務局長
　そういうことになります。
○遠藤剛委員
　ここで議員の人数を決めるということですけれども、この合併が進む一番大きな基というのはやはり経費の削減という事になろうかと思います。いろいろと資料を見ておりますと、議員定数が法定２６名以内のところで、大半が２０名ないし２２名という所が非常に多いように思います。私は、２２名位が妥当じゃないかなと思います。
○大城議長
　ただ今、修善寺の遠藤剛委員から２２名位が妥当ではないかというご意見がございました。その他にご意見ございますか。
　はい、三須委員。
○三須委員
　例えば、修善寺町の場合ですね、現在１８名でやってる訳ですが、定数はこれも２６名ですね。これが、徐々に定数を削減してきて現在１８名ということで、はたして、ここで２０何名ということで、もう少し提案者の方から根拠のある説明をしていただいて、時間をかけて、今日ここで、この席で何名と決めるのは少し無理があるのかなという気がいたしますけど。
○大城議長
　ただ今、修善寺の三須委員から、提案の理由をもう少し説明せよということと、時間をかけて審議してはどうかというご意見でございます。提案理由について、事務局。
○山本事務局長
　提案の理由は、定数ばかりではなく例えば、在任特例を使うとかそういうものと一緒に提案すべき所でしたが、単独で定数ということでですね。それと、この１月１日以降は、定数を決める

ということになっておりますので、定数は法定の２６名以内で決めると、ところが、事務局、幹事会につきましても何人がいいよということはご提案しかねますので、みなさん、協議会のメンバーの方々に２６人以内で決めていただこうと、こういう提案でございます。ですから、根拠のある数字を挙げてという事でございましたけども、何人がこうだからこうという根拠は実質上は挙げられないのではないかなと言う気がします。近隣の町村であるとか、そうしたものを参考にしながら検討していただく以外にないのかなというように考えています。

○大城議長

三須委員。

○三須委員

あのですね、一番合併のことでいろんな情報収集してくれたり、検討してくれているのは合併室ですね。そこの中で、やはり、いろいろな周辺のデータ、もろもろなものを判断しながら、やはりひとつ答えを、たたき台を出していただくというのは、その責任があるんじゃないかと、私はそんな気がしますので、やはり、ひとつ、何人という適当な人数はこの人数だというものを根拠を持って出していただいて、それを検討していくべきじゃないかとそんな気がしますが、如何でしょうか。

○大城議長

ただ今、三須委員から具体的な数字を提案してほしいというご意見でした。

はい、立岩副会長。

○立岩副会長

議会の在任の期間についてのときに、たぶん私の記憶ですと当局から提案がされて、その提案が通らなくて、また縮減があったという経緯、経験があるわけでございます。まあそういう意味からしますと、三須議員さんからこちらから、当局から提案しろというご意見があったわけですけれども、できたら委員のみなさんが、今日決めなくてもまた次回まで持ち越すとか、いろいろ研究することは結構ですけども、いろいろな参考意見を頂くということが大切なことだと私は感じますけども、いかがでしょうか。

○大城議長

ただ今、立岩副会長からいろいろな参考意見を伺って決めていったらいいのではないかというご意見でございました。もう少しご意見出していただきたいと思います。

はい、遠藤正寿委員。

○遠藤正寿委員

具体的な定数の確定でということで、私は議会を仰せつかっておりますが、この合併というのはですね、合併特例債また合併特例法の中で１０年間かけて新しい市のまちをつくっていこうという計画のもとに始まるわけです。１６年の１０月に今回決まる定数であるわけですけども、私は修善寺町ですけれども、これがですね、中伊豆町さん、天城湯ケ島町さん、土肥町さんのことはですね、これから勉強しなければ細部のことは解ってこないと、こういうことになりますと、２２名という声もありましたけれども、できれば定数を最初の年、町ができて動き出すまでは、最大限に利用させていただいて、２６名が妥当かなと私個人はそう思っております。

○大城議長

はい、ただ今修善寺の遠藤正寿委員から、他町村のことを勉強しなくてはならないので、２６

名でどうかというご意見でございます。はい、小森委員。
○小森委員
　湯ケ島の小森です。せっかく３８頁に資料が出していただいてあるわけですけども、そこを見ますと、やはり人口、うちの場合3万８千前後で見ますとやはり２２名位でとおせば一番無難だと思いますが、まあ、いろいろ意見がありますと２２名前後で多数決をやらないと決まらないように思いますがいかがでしょうか。
○大城議長
　小森委員から２２名前後で決めたらどうかというご意見でございました。
　遠藤剛委員、どうぞ。
○遠藤剛委員
　はい、２２名にこだわるわけではございませんけど、仮にここで２６名、２４名ということで決まって、なかなか議員さんが自分たちが議会を開いて、それぞれが定数を減らしていくという事はなかなか難しいんではないかなと思います。自分達が自分達のリストラをしていくことは、非常に苦しいことだと思いますので、できればこういう席で決めてしまった方が、将来減らすということでない方が私はよろしいと思います。
○大城議長
　修善寺の遠藤剛委員からここで数字を決めた方が良いのではないかというご意見でした。もう少しご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
　はい、塩谷委員。
○塩谷委員
　中伊豆の塩谷でございます。議員さんを前に定数を減らしていくというのは非常に心苦しい事もございますし、しかし新しくまちが出来て行く過程で、経費の節減、そういう事を新しい市民は考えていると思います。田方郡下におきましても、函南町は3万８千あって２０人という定数でございます。先ほど、修善寺の遠藤さんが提言しました２２人というのは、決しておかしくないなぁと、私はそこの所でお願いしたいと思います。
○大城議長
　はい、中伊豆の塩谷委員から２２名というご意見でございます。
　ただ今、２６名と２２名というような数字が出ておりますが、他のご意見の方いらっしゃいますか。はい、井本委員。
○井本委員
　中伊豆の井本でございます。私も塩谷委員と同じように函南町の例をあげて、函南町が２０名であるから、４町が合併するから２名位多くして２２名が妥当であるというように、私も賛成と考えていたわけでありますけど、塩谷委員と同じ意見でございます。
○大城議長
　どうもありがとうございます。中伊豆の井本委員から２２名を支持するご意見でございました。
　はい、三須委員。
○三須委員
　合併でなくてスムーズなまちが延々と続いているまちでしたら、修善寺も徐々に、減らしていきまして、議員提案で減らしてきて現在１８名で、決して議員が自分のことだから、自分のリス

トラはできないというのは、決して実績から見てもないわけでして、やはりこの２６名にしましても人口比率で見ると、土肥町さんあたりが４名ですよね、天城湯ケ島町さんにしても５名だと、その、例えば土肥町さんは１２名でやっていらっしゃると、それが４名になって、住民のみなさんの期待に答えられるのかなと、それをなおかつもっと減らすと、そのあたりやはり、ただリストラで経費の削減だけを、やはり経費の削減は当然考えるのですが、そこだけに一点視点を持っていっていいのかなと非常に私はそのあたり実務という面で危惧するわけですが、そのあたりについてご意見がありましたら伺いたいと思います。

○大城議長

修善寺の三須委員から、合併という節目を迎えて急に今までの４町でやっていた議員数よりもずっと減ってしまう。そういうことが住民の意見等の吸収ができなくなってしまうんではないか、それに対してのご意見を賜りたいというご意見でした。ございますか。

○立岩副会長

事務局、これまだ決まってないんでしょうけれど、例えば、第１回の選挙は地区割で選挙ができるとか、できないとかいろいろあるでしょうけどね、これは、合併協議会で決める問題ではないかもしれませんけども、この人数割との関わりというのはどんな考え方をしているか説明していただければと思います。

○大城議長

はい、事務局。

○山本事務局長

はい、選挙区を設けてというお話であろうかと思います。定数を何人かに決めて、さらに地区割といいますかね、選挙区を仮に、仮にでございますが旧町ごとに設けるということも可能でございます。現に昔、湯ヶ島町さんでは１回に限りやっておりますね。ですからそうした考えをみなさんが協議の結果とるということで合意なされば、そうしたことも可能と考えております。

○大城議長

よろしゅうございますか。

○遠藤正寿委員

今のことでございますが、三須君の意見は私の感じですと単純にですね、４町の人口を定数で割ったのを例に出したと思うです。事務局、今出ています２２名を４町の人口で割ると旧町村で何名づつくらいになるか、仮に２５名でやったら何名になるか、すぐ出ると思いますので、２２名から２６名位、４つ位の人数を参考として出していただければ幸いかなと思います。

○大城議長

もし、仮にの話でございます。

はい、鈴木委員。

○鈴木久之委員

土肥の鈴木です。一番小さい町ですから私の口からあまり、この件につきましては、エゴととられる可能性があるので言いたくありませんけど、今提案が二通りでなされましたけど、定数の問題と、初回を地区割の選挙にするのかという問題、そういうことになりますとおのずから考える答えが違ってくると思いますけれども、そのところを事務局としては整理してこの問題を討議してもらわないと正しい答えにならないかと、私はかように思いますけどいかがでしょうか。

○大城議長
　はい、解ります。今の話で、定数と地区割の選挙の話が一緒になると、おのずと答えが変わってくるからもう一回説明していただきたいということですが、仮に地区割の選挙でしたら、一人あたりの住民の票数がいくつになるかという仮にの計算ですけども、これを出した方がいいか、出さない方がいいかということがあるかと思いますが。
　はい、遠藤剛委員、それに関するご意見ですか、今の。
○遠藤剛委員
　私は先ほど、２２名でという提案をしたのは、当然選挙は全国区でやる、地区割の選挙ということは、頭にありませんでした。その理由は、４町が一緒になってみんなで新しいまちをつくっていこうというのに、あまり地域のことにこだわって選挙区制をひくのはまずいだろうと考えまして２２名という提案をしたわけですけども、それをまたあえてここで、どこの町で定数割でいくと何名だというやり方というのは、私としてはあまり奨められない方法ではないか、やはり選挙というのは新しい市全体をみんなで考えていくと、その中で必要があれば地域のことに精通した人の意見を聞くと、そしてこの地域のことは当然後で出てくるんでしょうけども、現在ですと各地区の区長さんたちの意見というものも取り入れることができるわけでございますので、もっと市会議員さんとしては広域的な考え方をもっていただきたい、そのように思いますので、あまり地域割をここで議論する必要は、私はないんではなかろうかな、そのように思います。
○大城議長
　ちょっとすいません。選挙法のご議論になってしまったようですが、定数の議論なので選挙法については別途ということで、先ほど例えばということで計算してみてはどうかということですが、４町合併すると３万８千でございますので、ここで１０分間休憩を取ります。その間各自計算をしてみて、お願いいたします。

＜　休憩　＞

○大城議長
　みなさんおいでになりますか。それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。いろいろな意見がでているようですがもう少しご意見を伺いたいと思います。はい、土屋委員。
○土屋英隆委員
　人口から割り出して法定定数の２６名以内というのが出ているのですが、何人が必要かという根拠につきましても事務局からもはっきりした回答はなかったわけですが、ただ考えられるに、もう少しおおきな目で将来を見つめていただいて、ただ単なる経費節減だということだけでなくして合併して伊豆市になりますと、面積も静岡県で何番かの大きな面積になるそうです。それで、今まで、例えば最初２６名でやって途中から議員の自分達の身にかかる事だからその２６名を将来何年か続くうちに、２０名、１８名、１６名に減らすことが困難という話もありましたけれども、今までのを見ますと、中伊豆町におきましても、元は２０名、１８名、１６名そして現在は１４名でやっております。そういういろいろ経過を見ながら人数を減らすことは可能であろうかと思います。また、これからいろいろと検討されると思いますが、庁舎の中の機構改革によりまして、現在中伊豆あたりで１０人の課が、４町合併すればおそらくいくつかの部になるか、あるいはいくつかの課になるか、非常に大きな課が出来ると思います。ただ、単なる人数減らしで経費節減だけでいいものかと、自分が議員しているものでそういうことは言いにくいわけですけれ

ども、やはり合併して住民に不便を与えないというのが一つの大きな目的となっていくと思いますので、ただ、定数を減らすだけでなくして、もう一度大きな考え方の下で検討していただきたい、そのように考えています。
○大城議長
はい、ありがとうございます。土屋委員から徐々に減らす事できるのだから、ただ経費だけでなく、もう少し大きな目で見たらどうかというご意見でした。
あと新しい方で１、２名ご意見を伺って本件につきましては次回の決定にさせていただきたいと思いますがいかがでございますか。
はい、伊藤委員。
○伊藤春秀委員
今だいたい二つに分かれるような意見を伺っていたわけですけれども、まあ、それぞれみなさん方の考え方にそれぞれの理由もあるなと、うなずける部分もあるわけですけれども、先ほど審議いたしました新市まちづくりビジョンの提案理由の中にもございましたように、スケールメリットという言葉もございました。その中の大きな問題としても、先ほど事務局の方でも提案理由の中で話されたわけですけれども、４町が合併すれば首長以下経費の削減もできるということで、首長が一人になるということは、都合、後の３役や教育長もみんな減っていくということで１２名のいわゆる、教育長も含めれば、町の幹部が一挙にいなくなるわけですよね。それで、法定の２６名という数字、確かにこういう時勢だから大勢で協議していけばという考え方ですけれども、１町に割り振れば１名ずつの議員が多くなるか少なくなるかであって、新市になって伊豆市の市民がそういう中でなにを新しい議会や何か、一番注目される部分をどういうふうに見るかという時には、やはり定数目一杯を最初の定例の定足数にしたということよりも、その部分を多少１割でも１割５分でも減らして、新しいまちづくりに議員も取り組んでくれるんだよという姿を見せることが新しいまちづくりにとって、市民にとっても大きな活気を生み出す要因になるんじゃないのかなと、そんな気もいたしますし、また、前回決議をされた議員の任期の問題につきましても、なるべく市民の考え方も取り入れた上で任期を短めにした方がいいだろう、そういう考えのもとに任期も短くなったのかなと、そのように私個人は思っておりますので、できることなら２２名位で思い切って、全部の議員さんにその分大変だろうと思うけども一生懸命頑張ってもらうと、そういう意気込みで、目一杯にしてその後の経過の中で減らすというよりも２２名から進めてもいい。みんなで頑張って伊豆市の建設に取り組んでくれるという方が、行政も議会もそういう形で血を流しているということの方が、市民にとってよりアピールする部分が強くなっていいんじゃないかなと、私はそういうように思います。以上です。
○大城議長
はい、伊藤委員から２２名を支持するご意見でございました。他に、もうひとかたご意見を伺いたいと思いますが。はい、遠藤剛委員
○遠藤剛委員
ちょっと質問したい事があるんですがよろしいでしょうか。
○大城議長
この議題についてですか、定数について。はい。

○遠藤剛委員
　先ほど、経費の問題を申しましたら、あまりそれにこだわるなというような話ございましたけども、議員の報酬というのは、何時、何処で決めることになるんですか、報酬審議会っていうのはもつわけですか。
○大城議長
　事務局、説明してください。
○遠藤剛委員
　よろしいでしょうか、経費は総額でいくら、たとえば２６名だと。
○大城議長
　はい、お答えします。報酬はこれからです。事務局答えてください。
○山本事務局長
　はい、多分そうしたご意見も出ると思いまして、私どもいろいろ調べたわけですけれども、やはり新市になる前に一応の目安は決めておくほうがよかろうということで、協定項目には特には謳ってございませんけれども、協定項目の「その他」というところがございます。その、「その他」の所で、特別職等の報酬ということで、町長以下４役、議員さんの報酬額を、それからその他もろもろの特別職の方がいらっしゃいますけども、決めていかなければいけないかなと考えています。そういたしますと現在、特別職報酬審議会というのがございますけれども、そこで決めましても、本来は新市になりますと、法律上は無効になってしまいますので、しかしながら、どこでどう決めるかということで大変困るわけでございます。ですから、どこかで決めなくてはいけないということで、今４町ございまして、それぞれに特別職報酬審議会委員さんがいらっしゃいますので、各４町の特別職報酬審議会委員さんの中で、女性も含めて各４人選んでその方々に市長から議員さんも含めて検討していきたいと、そしてその案を幹事会、それから現職の町長等も含めまして調整をいたしまして、こちらの方に提案していきたいというように考えております。
○大城議長
　はい、よろしいですか。だいぶ本件に時間をかけましたので、本件につきましては少し検討期間を置いたほうがよろしいかと思いますので、次回４月２日に決定とさせていただきたいと思います。その間よろしくご検討をお願いいたします。よろしいですか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　ありがとうございます。
　では、続きまして新規提案事項に入ります。協議第２４号「各種事務事業の取扱い（広報広聴関係事業）について」を議題といたします。説明を事務局お願いします。
○山本事務局長
　はい、７頁になります。協議第２４号「各種事務事業の取扱い（広報広聴関係事業）について」下記のとおり提案します。この議題につきましては、できれば、協議の上、今日ご確認をお願いいたします。
　（１）広報紙については、毎月１日に１回発行とし、配布方法については新市において１年以内に統一する。（２）町民カレンダーについては、廃止して広報紙へ月別カレンダーを掲載し、そ

の他の広報については現行のとおりとする。（３）ホームページについては、新市開設までに現行のホームページを活用して、新市のホームページを作成する。（４）市勢要覧については、新市において作成する。ただし、普及版については合併時に作成する。（５）広聴については、市民の意見を広く聴けるシステムを新市において構築する。（６）新市において、ケーブルテレビ等の新たな広報方法を検討する。なお、広報、広聴ですが、1 回目の協議会に行なわれた協定項目には広聴の「広」の字が「公」になっております。これをここで「広」に訂正させていただきたいと存じます。第１回の協議会資料５０頁合併協定項目２３各種事務事業の３になります。昔は「公」という字を使っておりましたけれども現在では、「広」という字を使います。「公」を使う場合は少し違った意味、まあ都市計画の公聴会とか、そうした意味の公聴ということになりますので、ここでは広いという意味に換えさせて頂きたいと思います。それでは次頁をおめくりください。（１）広報紙とございます。８頁ですが、4 町とも発行してございますが発効日、配布方法が違います。天城湯ケ島さんだけは新聞折込になってございます。それから、その他の広報といたしまして、町民カレンダーは修善寺町と中伊豆町のみ発行してございます。それからホームページにつきましては、このようになっております。町勢要覧につきましても、だいたい毎年１回何らかの形で発行はしてございます。統計書の場合もございます。それから、広聴でございますけれど、あまり具体的にはちょっとという状況になっております。以上で説明を終わります。

〇大城議長

はい、協議第２４号「各種事務事業の取扱い（広報広聴関係事業）について」の説明がありました。本件につきましてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

〇委員一同

異議なし。

〇大城議長

異議なしとの声がございました。それでは協議第２４号「各種事務事業の取扱い（広報広聴関係事業）について」は、原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第２５号「各種事務事業の取扱い（消防水防防災関係事業）について」を議題とします。説明を事務局お願いいたします。

〇山本事務局長

はい、１１頁になります。協議第２５号「各種事務事業の取扱い（消防水防防災関係事業）について」下記のとおり提案します。この議題につきましても今日、ご確認いただければ幸いです。消防･水防・防災については、地域の特性を考慮し、地域防災計画を合併後１年以内に新市において作成する。ただし、緊急性を要するものについては、合併までに調整する。それでは、次頁をお願いします。一番最初に、防災行政無線（同報系）とございます。その下に（移動系）とございますが、同報系につきましては現在の所は、緊急時の火災のお知らせであるとか、チャイムであるとかいう使われ方でございます。パンザマストがあって無線で広報をしていくという方法になります。それから、その下の移動系とございますがこれは行政と消防団を結んだりというような、受ける所が移動したりということになります。それから、防災倉庫につきましては、４町ともございまして、資材の備蓄等を行なっています。それから、防災訓練につきましては、９月１日と決めてある所もございますが、９月の第１日曜日と決めてある所もございます。次の頁にまいりまして、災害対策本部でございますが、体制、設置基準等がございます。多少違います。そ

れから、１５頁ですけれども、地域防災計画及び防災会議等がやはりこのようになってございます。それから、１６頁でございますが、先進事例とありますけれども、その下に留意事項とございます。そこに書かれているように、（１）常備消防業務は、修善寺町、天城湯ケ島町及び中伊豆町は田方地区消防組合で、土肥町は西伊豆地区広域消防組合で業務を行なっているため、「一部事務組合等の取扱い」で協議する。（２）非常備消防（消防団）については、別途「消防団の取扱い」で協議をいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい、協議第２５号「各種事務事業の取扱い（消防水防防災関係事業）について」の説明がありました。本件について、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。ご異議ございませんか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

それでは、協議第２５号「各種事務事業の取扱い（消防水防防災関係事業）について」は、原案のとおりご承認いただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第２６号「各種事務事業の取扱い（都市計画関連事業）について」を議題といたします。説明を事務局お願いします。

○山本事務局長

はい、協議第２６号「各種事務事業の取扱い（都市計画関連事業）について」下記のとおり提案します。（１）都市計画区域及び都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。（２）都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。（３）土地利用指導要綱については、合併時に統一する。次頁をお願いします。都市計画ですが、御覧になって解るとおり、都市計画の指定は修善寺町だけとなっております。土地利用の指導要綱につきましては全町ともございます。おおよそ面積が１０００平方メートル以上の土地利用事業、例外もございますけれども、それらが土地利用指導要綱の対象になってございます。ここでは、ごく一部を掲載してございますけれども、実際には何条かにわたるものになってございます。それから、１９頁以降ですけれども、これは参考資料となっております。１９頁ではまず、都市計画法とはということで、都市計画法の目的等を説明してございます。「区域指定」であるとか、「区域」であるとか、「開発行為の指導要綱」それから、「都市計画で行なえる事業」を簡単に掲載してございます。２０頁になりますと、都市計画法の法律自体を抜粋して掲載してございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい、協議第２６号「各種事務事業の取扱い（都市計画関連事業）について」の説明がありました。本件について、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

はい、井本委員。

○井本委員

都市計画の指定でございますが、修善寺町だけが指定されていて、土肥、天城、中伊豆町は指定がないわけですが、今後の方針として、３町も指定をするのかしないのか、ご意見を承りたいと思います。

〇大城議長
　修善寺町以外の３町について、都市計画の指定をするのかしないのかというご質問でございます。事務局。
〇山本事務局長
　はい、現状におきましてはそうした事は協議はしておりません。調整はしてございません。もし、必要であれば新市において協議をして、これもいろいろな手続きがありますので、その手続きを踏んでの指定になるということになるかもしれませんし、いや現状でいいよということになれば、現状のままということになるかもしれません。いずれにしましても新市で、そういうご意見に従って検討させていただくということになろうかと思います。
〇大城議長
　よろしゅうございますか。他にご質問、ご意見ございませんか。
〇委員一同
　異議なし。
〇大城議長
　はい、それでは協議第２６号「各種事務事業の取扱い（都市計画関連事業）について」は原案のとり承認いただけたものとさせていただきます。
　次に、協議第２７号「各種事務事業の取扱い（自治会、行政連絡機構）について」を議題といたします。説明を事務局お願いします。
〇山本事務局長
　はい、２１頁になります。「協議第２７号各種事務事業の取扱い（自治会、行政連絡機構）について」下記のとおり提案します。この議題につきましても、できれば本日、ご確認をお願いいたします。自治会・行政連絡機構については、現状のまま移行し、旧町の総合調整を行なう組織を合併時までに検討する。なお、区長報償等は、合併時に統一する。ということになります。次の頁をお願いいたします。区長報償につきまして、修善寺、土肥、天城、中伊豆町とございます。これは区長報償だけでなく、区への補助金も一緒に含まれていますけども、さまざまな基準、決まりになっております。それから、その下の回覧物の配布日でございますが、やはり１日であったり、曜日であったり、配達方法もシルバーさん、それから職員が配達とか違いがございます。町区長会の組織もこのとおり４町とも少し違っております。町区長会の役員さんにつきましてもこのように違いがございます。事業内容につきましても違いがございます。これらを新市までに調整していくということになります。以上で説明を終わらせていただきます。
〇大城議長
　はい、協議第２７号「各種事務事業の取扱い（自治会、行政連絡機構）について」の説明がありました。本件について、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。いかがでしょうか。
〇委員一同
　異議なし。
〇大城議長
　異議なしとの声がございました。それでは、協議第２７号「各種事務事業の取扱い（自治会、行政連絡機構）について」は原案のとおりご承認いただいたものとさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。長時間にわたって慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。これにて議長を解任させていただきます。ありがとうございました。

〇山本事務局長

続きまして、（４）「その他」の説明をさせていただきます。２４頁になります。今後の日程確認としまして、第６回の協議会を４月２日午後１時３０分から、本日の会場で開かせていただきます。なお、午前１０時から「新市建設計画等小委員会」の開催を予定しております。同じ会場の、第１会議室になります。それから、「新市の名称小委員会」を午後１時から開かせていただきたいと思います。内容は、今日決まりました新市名の名付け親の抽選を３０分間で行ないまして、その発表を協議会でさせていただくという予定になります。つきましては、名称の小委員会の方はよろしいかと思うんですが、建設計画等小委員会につきましては、お昼がございますので、昼食の注文、一人１０００円でございますけども、今日終わりまして外の受け付けで注文をお願いしたいと思います。第７回の協議会ですけれどもこれを４月１６日午後１時３０分からとなります。場所は未定となっておりますけれども、修善寺の生きいきプラザホールで開催いたします。生きいきプラザは、役場庁舎の南側にある建物でございます。その１階になります。なお、午前１０時から新市建設計画等策定小委員会の開催を予定してございます。

それでは、閉会に移ります。以上を持ちまして第５回修善寺町外３町合併協議会を閉会いたします。長時間にわたるご協議、ご確認ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。なお、昼食の注文は忘れないようにお願いします。